

民事訴訟手続におけるe提出・e記録管理（デジタル化フェーズ3の未施行部分）に対応するシステムについて

令和7年2月
最高裁判所事務総局

法施行に対応するシステムについて

- 昨年11月、開発中のTreeeSでの改正法の施行を念頭に置きつつも、現在改修中のmintsでの施行も検討する旨、周知したところ。
- 改正法の確実かつ円滑な施行の観点からは、利用者及び職員において、システムの利用に習熟するための期間を十分に確保することが不可欠。
- TreeeSは、mintsの改修と並行して、引き続き令和7年8月末の完成を目指して開発中（現在はテスト工程の中盤）であるが、Rootsとの連携といった高難度の課題もあり、実務に耐えられるシステムの完成までには、いまだ相応の時間がかかる可能性。一方で、mintsについては、現在安定的に運用されており、その改修も既存システムを前提にするものでリスクが低く、現在も特段の問題なく進行中。
- フェーズ3（令和8年5月までに法施行）を円滑に実施し、デジタル化を着実に進めていくため、改正法に対応するシステムとして、施行当初は、現在改修中のmintsを予定することとする。

mintsでの法施行に向けた準備状況(現行mintsの利用促進等)

利用促進

- 改正法(弁護士等のシステム利用は義務化)の施行に向けた習熟及びアカウント登録の促進の観点から、多くの事件で現行mintsを実際に利用してもらう必要があるところ、最高裁でも、例えば、関係各所に必要な情報提供をしたり、事件利用を離れた弁護士のアカウント登録を可能としたりする登録・利用促進策を検討しており、さらに、各庁においても、具体的な利用促進をお願いすることを想定(なお、現行mintsで登録したアカウントについては、改正法施行後においても利用することができる方向で検討しているところ)。

簡裁導入

- 改正法は、簡易裁判所でも同時期に施行されることから、現行mintsを早期に簡易裁判所においても利用してもらうことが必要であり、現在、本年7月頃に簡易裁判所に導入できるよう必要な準備をしているところ。

今後のTreeeSの導入展開について

- TreeeSについては、今後も開発を継続した上で、完成後、フェーズ3において導入する予定。
- ただし、具体的な導入時期については、TreeeSの開発状況によるところが大きく、現時点で確定することは困難。

一方で、令和8年5月までの改正法施行の後、TreeeSを導入するに当たっては、一定の習熟期間等が必要となることに加え、令和9年9月頃にかけて新しい情報通信インフラの整備(JNET環境からGSS環境への移行)が、令和10年6月までには改正非訟法・家事法の施行が予定されているなど、複数の大きなイベントが控えていることも考慮する必要。

- TreeeSの導入時期については、現時点で具体的な見通しをお伝えすることは困難であり、令和9年度頃ないし令和10年度頃を目指したいと考えているが、TreeeSの開発状況等を踏まえ、改めて本年夏以降に検討・判断の上、周知する。